

吉見町商工会 オールインワンミーティングボード  
使用申込書 兼 誓約書

年 月 日

吉見町商工会 会長 殿

【申込者（使用者）】

住 所：  
事業所名：  
代表者名：  
電話番号：  
担当者名： 印

私は、吉見町商工会が所有するオールインワンミーティングボード（以下「本機器」という。）の使用にあたり、下記の通り申し込みます。

なお、使用に際しては「吉見町商工会オールインワンミーティングボード使用規定」を遵守し、下記事項を誓約いたします。

記

1. 使用日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで  
(原則 1 時間単位)

2. 使用場所

大会議室（2階）  小会議室（1階）  その他（ ）

3. 使用目的、人数

( )

4. 誓約事項

- (1) 使用規定および貴会職員の指示に従い、適正に使用します。
- (2) 使用終了後は速やかに付属品を所定の位置に戻し、原状回復を行います。
- (3) 本機器に保存されたデータ（ホワイトボードの履歴、アカウント情報等）は、使用終了時に私の責任において確実に消去します。消去忘れによる情報漏洩等が発生しても、貴会には一切の責任を問いません。
- (4) 故意または過失により機器を破損・汚損・紛失した場合は、その損害を賠償します。

---

【事務局使用欄】

承認日	決 裁	係 員	受付印
令和 年 月 日			

備考：

# 吉見町商工会 オールインワンミーティングボード使用規定

## (目的)

第1条 この規定は、吉見町商工会（以下「本会」という。）が所有するオールインワンミーティングボード（以下「本機器」という。）の適正な管理および利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置場所)

第2条 本機器は、吉見町商工会館内の小会議室（1階）および大会議室（2階）、または本会が指定する場所に設置する。

## (使用者)

第3条 本機器を利用できる者（以下「使用者」という。）は、原則として本会の会員に限る。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

## (対象機器)

第4条 本規定の対象となる機器は以下の通りとする。

- (1) オールインワンミーティングボード（MAXHUB）本体
- (2) 電源ケーブル、タッチペン、ワイヤレスドングル等の付属品一式

## (使用手続きおよび条件)

第4条 本機器を利用する場合は、以下の手続きおよび条件を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、事前に本会へ申し込みを行い、使用予約を行うこと。
- (2) 使用にあたっては、本会職員の指示・助言に従い、適切な操作を行うこと。
- (3) 使用後は、付属品等を所定の位置に戻し、原状回復を行うこと。

## (使用料)

第6条 本機器の使用料は無料とする。

## (使用時間)

第7条 使用時間は、土日祝日および年末年始を除く午前9時から午後5時までとする。なお、使用時間は原則として1時間単位とする。

## (遵守事項および禁止行為)

第8条 使用者は、本機器の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本機器の設定変更や、許可のないソフトウェアのインストールを行わないこと。

- (2) 本機器への飲食物の付着や、濡れた手での操作など、故障の原因となる行為を行わないこと。
- (3) 本機器を商工会館外へ持ち出さないこと。

(データの管理)

第9条 本機器内に保存されたデータ（ホワイトボードの履歴、ログイン情報等）は、使用者の責任において使用終了時に必ず消去すること。

2 消去し忘れたデータの漏洩や紛失等により使用者に損害が生じた場合、本会はその責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意または過失により本機器および付属品を滅失、破損、または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第11条 本機器の不具合、通信障害、または操作ミス等により生じた使用者の損害について、本会は一切の責任を負わない。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、本会において決定する。

附 則 この規定は、令和7年7月1日から施行する。